

# 白氏文集校訂餘録

## 花房英樹

その一条に、

以相字作入聲。如云為問長安月、誰教不相離、是也。相字之下自注云、思必切。(卷一)

と見える。掲げられるのは、仄起の五言排律である、「山中問月0980」の起聯である。もと「相」は、「得袁公書0781」の

何意使人猶識我、就田來送相公書。

に見える「相公」とか、また「感芍藥花0883」の

開時不解比色相、落後始知如幻身。

に見える「色相」などの方向を除けば、一般に、この詩篇の尾聯にあたる、

千巖將萬壑、無處不相隨。

の「相」のように、平声に読まれる。だがここで採り上げている第二句においては、白居易の原注に従って、「入聲」に読まるべきであり、そう読んでこそ、律詩としての平仄も調う、というのである。この見解は、陸遊の老学庵筆記(卷一〇)にも承けつがれ、

世多言、白樂天用相字、多從俗語、作思必切。如為問長安月、如何不相離、是也。然北人大抵以相字作入聲、至今猶然、不獨樂天。老

南宋の洪邁の容齋隨筆には、白居易の文学に関する、示唆に富む数多い発言がある。それらはことごとく、一語一字にまで、細かい注意をゆき届かせた結果であった。このような言葉や文字に対する関心の深さは、

樂天詩云、江州去日聽箏夜、白髮新生不願聞。如今格是頭成雪、彈到天明亦任君。格是、猶言已是也。(卷二)

という記述によっても知られる。白氏文集の「聽夜箏有感1300」について、第三句の「格是」という、それまでの詩文に用いられたことのない言葉を採り上げ、意味を考察して、「已是」という語と、ほぼ重り合う観念をもつものである、と論定するのである。この見解は、のちに清の劉淇によって、いささか加えられる所があるが、劉氏に先行する明の胡震亨の唐音癸籤(卷二四)にも採られ、清の汪立名の白香山詩集や、盧文弨の白氏文集校正にも、引き継がれて行くものであった。しかしながら、洪氏の諸説の中には、時に再吟味されねばならぬものも含まれている。たとえば、文集の詩語における、特殊な声調に関する意見である。

杜云、恰似春風相欺得、夜來吹折數枝花、亦從入聲讀、乃不失律。

と展開される。白詩の引用に、文字の差異はあるが、「相」を「入聲」に読む点では同じい。しかも陸氏は、白氏の音注は、当時の俗音に拠ったものと判断し、そのような俗音は、今もそうであるように、もともと北方方言にあった現象であるともいう。そしてついに、杜甫の「絶句漫興九首」の第二における「相」も、まさしく白氏音注の方向で読まるべきものである、とも主張するのである。陸氏によって支持された読み方は、明の胡震亨にも承認され、「読んで瑟の若し」という意見までも加えられた。清に入ると、汪立名・盧文弨・劉淇など、すべてに異義も唱えられなかった。王士禛の帶經堂詩話では、「唐代詩人の詩語において、今人の音と異なるものがある」という条に、「白氏長慶集の中、此の例尤も多し」（巻一六）として、挙げられもしていた。

ただし、これらの説の根拠となっている自注の文字に、いささか問題がひそんでいる。南宋の羅大經の鶴林玉露（巻五）には、詩篇の二句を引き、

相字下自注云、思移切。乃知今俗作斷字者非也。

という。「思必切」の「必」が、「移」と書かれる。この文字によれば、「相」は「入聲」ではなくなる。たとえ「移」が誤りであるとしても、南宋の文集諸本の間に、何らかの異同があったのではないかと、想像させもする。この想像をさらに強めるものがある。もと文集の自注における反切表記には、「切」は全く用いられず、必ず「反」と記されていた。にもかかわらず、ここでは「切」となっている。これもまた、後人の手が入っていることを思わせる一事である。ただ洪氏や陸氏の語に

合する本はあるにはある。紹興年間に刊行された、南宋初期の一本である。その本による限り、洪氏や陸氏の見解は妥当のようにも見える。しかし、北宋においては、必ずしもそうでなかった。文苑英華（巻一五二）に収められる本篇が、それを明らかにする。

誰教不暫集作相  
思必切離

英華の本文は「相」ではなく「暫」である。下の校語は、南宋において、周必大の指示の下に、彭叔夏が、当時通行していた本集、すなわち紹興本などによって校勘した結果である。北宋初年の一本は、紛うことなく「暫」であった。盧文弨はその白氏文集校正で、明の馬元調校本を批難して、

俗本改作暫、刪去本注。不知相本有入聲。

と述べ、英華の本文に合する文字を否定していた。それは外ならぬ、紹興本の影鈔を信じたためである。紹興本などのもつとく北宋末期の一本において、「暫」が「相」に改められ、平仄の点から疑義が生じ、ついに当時の俗音によって、入声の反切が加えられた、とも推測し得るのである。もしそうだとすれば、洪氏に始まり、現代もなお信じられている、「相」の入声音は、白氏の用いた音ではなくなる。白氏の自注と考えられる、この「思必切」という文字が、その説の唯一の根拠だからである。もとより文集には、「欲興元八ト鄰0821」における、

何獨終身數相見、子孫長作隔牆人。

のように、平声で読めば、平仄の協わぬ場合も散見する。しかしすべて音注は存しない。あるいは唐の王仁昫の刊謬補缺切韻（殘）の、「去聲五様」における、「息亮反」で読まれていたのかも知れない。南宋以来七

百年を越えて、疑われたことのない一事ではあるが、今再び吟味されなくてはならぬ問題であろう。

歌詩における俗語や俗音は、洪邁以後、次第に諸家の関心を惹きだした。そうした雰囲気の中で、龔頤正は、唐宋にわたる歌詩に、しばしば現われる俗語俗音をとり出し、その源を尋ねて白氏文集の中にも見出した。芥隠筆記に、

詩中用而今・匹如・些些・耳冷・妬他・欺我・生憎・勿留・羸垂・温暾、皆樂天語。

というのもそれである。この指摘は、清の汪立名の白香山詩集にも「詠懷<sup>3329</sup>」の

處分貧家殘活計、匹如身後莫相關。

という句下に、掲げられている。ただしこれらの諸説の中には、「而今」のように、文集以前すで見えていたものもあり、「温暾」のように、同時代の元稹や王建に用いられているものもある。しかし「生憎」「勿留」「羸垂」の三語は、文集の中には絶えて見えない。南宋の訛誤を含む伝本によったものか、唐代諸家の詩集に載る語を、誤って白居易に帰したか、いずれかであろう。たとえば「生憎」は、劉淇が助字辨略(卷二)で示すように、杜甫の「送路六侍御入朝」にも見え、また張相が詩詞曲語辭匯釋で掲げるように、元稹の「酬翰林白学士代書一百韻」にも見えるからである。

このような誤りは、明清の記録にもあるが、今言及した張相の詞詩曲語辭匯釋でも犯されていた。張相は、従来ともすれば等閑に付せられていた俗語の研究に、広範な業績をあげた。しかし資料の点から見ても、

問題がないことはない。たとえば「着」の項に、文集の「惻惻吟<sup>1184</sup>」の

六年不死却歸來、道着姓名人不識。

を引いている。この「道着」は、諸本の間には差異がある。わが国の平安朝における伝本の文字を、克明に留めている蓬左文庫蔵校本は、明らかに「不導」と書き、また鎌倉初期の、伝本の一によって校勘された天海校本も、「不道」と改めている。わが国の旧鈔本は、すべて「不道」に作り、「道着」には作らない。しかも詩意より見れば「不道」がむしろ順である。とすれば張氏は、南宋以降の刊本における誤りを承けたこととなる。また「應猶是」の条で、「自解<sup>3429</sup>」の

王道前生應画師

を挙げ、句下の自注を引きつつ、

王右丞詩云、宿世是詞客、前生應画師。應画師，是画師也。應與是互文。

と述べ、自注を根拠の一として立論している。しかし自注の文字に誤りがある。わが国の平安朝伝本により、鎌倉初期に鈔写された、金沢文庫本や管見抄白氏文集など、白氏の旧を伝えていると信ぜられる諸本は、すべて「是」を「謬」に作る。王維の王右丞集の「偶然作」(卷六)でも、「謬」であった。ここでも張氏は刊本の誤りに従っていたのである。さらにはまた、他人の作を白居易の名で掲げることも散見する。たとえば「可」の条で、「猶當也」に当る例として、白居易の名でもって、「宿張雲學院」の

隔房招好客、可室致芳筵。

を引く。この詩篇は、汪立名の白香山詩集の「補遺」に収められているが、実は姚合の作である。姚少監集（巻八）を繙けば、まさしくそこにこの詩篇が見える。しかもここでは、「可」の字が「掃」となっている。張氏がもしその句によれば、「可室言當室也」とは言い得ないこととなる。汪立名が誤って白居易の作としたことから、張氏は、無批判に白香山詩集に従い、ついに提言を無意味なものとしてしまった。このような誤りは、実は始めに問題とした、龔頤正の芥隱筆記と、結果的には何ら異ならないのである。

南宋の洪邁の容齋隨筆に、「格是」について見解があったが、その句を、明の馬元調校本では、

如今況是頭成雪、彈到天明亦任君。

としていた。これについて汪立名は、

今本以不解格字、遂改作況是頭成雪、不成語矣。古人文集、多為妄人改畫、可歎。

と記し、盧文弨もまた、

近來樂天集改作況是、淺俗之甚。

と批判していた。だがこれは、単に馬元調校本のみの責任ではなかった。馬氏校本に先んずる明代諸本が、すでに誤っていたのである。馬氏は、それらの諸本に多い訛脱を、能う限り回復しようと努力し、またある程度は、その意図を実現したのである。ただ抛る所の本が、善本といえ得ぬために、さまざまな缺陷を含みつつ終ったのである。汪氏や盧氏は、馬元調の轍を踏まないうために、吟味の限りを尽して、当時求め得られる最上の善本に拠り、その結果、馬氏校本を遙かにぬきんでる業績に

至り得た。この汪馬二氏に先行して、査慎行が、査初白十二種詩評の白香山集（巻上）で、馬本に校正を加えていた。査慎行は、読過の際に、馬氏校本の訛誤を、気づくままに訂正していた。たとえば

自罷河南、已換七尹。每一入府、悵然舊遊。因宿内廳、偶題西壁、兼呈韋尹常侍。（3681）

について、その第一聯をとりあげ、

每日河南府、依然似到家。

の「日」を「まさに入に作るべし」と述べていた。もとのこの詩篇は、四部叢刊に収められた那波本では、詩題の「尹常侍」の下に、「并贈張處士韋山人」の八字があった。二首の題を合せて、前首の本文を脱落させていたのである。岑仲勉も唐集質疑の「河南換七尹」で、また顧肇倉氏も白居易詩選の「白氏年譜」で、ともに那波本の題によりつつ、その誤りを見ずごしていた詩篇である。その題の「每一入府、悵然旧遊。」という語に拠れば、本文の「日」は、まさしく「入」の誤りと知れる。しかし汪氏編訂本も、馬本のままに「日」であり、盧氏校正もまた何ら言及していなかった。紹興本を繙けば、まさしく「入」の字である。査氏の訂正は、汪氏や盧氏を越えて、紹興本に合していたのである。しかし「詩評」の立場における校訂には限界があった。殊に俗語関係においては、かなりの失誤がある。先の「格是」について、馬氏校本の「況是」に作る誤りは、全く注意されていない。また「尋春題諸家園林<sup>3682</sup>」の

聞健朝朝出、乘春處處尋。

において、「聞はまさに鬪に作るべし」という。諸本はひとしく「聞」であって「鬪」ではない。わが国の、鎌倉初期に鈔写された管見抄白氏

文集も、まさしく「聞」に作っていた。「聞健」の語は、他にも白氏文集に見える。中に「歳假内命酒贈周判官蕭協律<sup>1387</sup>」の

聞健此時相勸醉、偷閑何處共尋春。

や、「晚起<sup>13928</sup>」の

放慵長飽睡、聞健且閑行。

がある。これらの「聞健」は、張相がその詩詞曲語辭匯釋で、「なおお健と云うがごとし」と、解くような俗語であった。查氏は考えをめぐらすことをせず、かえって白氏の旧を改めていたのである。これと相似た誤りは、他の所でもなされていた。「以詩代書寄戸部楊侍郎<sup>372</sup>」の

林園亦要聞閑置、筋力應須趁健廻。

の「聞」について、「まさに乘に作るべし」というのがそれである。

しかし、このような誤りは、查氏のみではない。先に掲げた「歳假内命酒」では、汪氏編訂本も、他本すべて「聞健」に作るにもかかわらず、その「聞健」を「鬪健」に作って、查氏と同じ誤りをおかしていた。また「晚起」では、王徳修藏校本もまた、管見抄を始めとして、諸本が「聞健」に作るにもかかわらず、「鬪健」に誤っていた。さらに「以詩代書寄戸部楊侍郎」においても、汪氏編訂本は、「聞閑」の「聞」を、「趁」に改め、王氏藏校本は「乘」に改めていたのである。明末から清初にかけて、このように、俗語に対しては、かなり知識が缺けていた。ために汪立名さえも、時として白氏の旧から逸脱したのである。かつて汪氏は、馬元調校本を中心とする明代諸本に対して、「多く妄人に改めらる」と述べていたが、汪氏もまた、その「妄改」の譏りを、甘んじなければならぬ点もあったのである。

## 二二

南宋の周密も、時として白氏文集について發言する。その中に、七言律詩の「元九以綠絲布白輕裕見寄製成衣服以詩報知<sup>1011</sup>」の

綠絲文布素輕裕、珍重京華手自封。（按金沢文庫本、京華作珍重）

について、齊東野語（卷一〇）で、

元微之有寄白染天白輕容、染天製而為衣。而詩中容字、乃為流俗妄改為庸、又作裕。蓋不知其所出也。

と述べている。紹興本の「素輕裕」の「裕」の字が、周密の当時の諸本では、「庸」とか「容」に作られていた。それについて周氏は、「容」が正しく、紹興本を始めとする諸本の文字を、すべて「妄改」に属するものと考えたのである。このような見解を承けて、清の宋長白も柳亭詩話で（卷一一）、白詩を引きつつ、

考之前人、多作輕容。如王建詩、嫌羅不著愛輕容之類。

という。王建の詩とは、多少の文字に異同はあるが、「宮詞」である。その詩句にも「輕容」とあると、一証を加えるのである。汪立名もまた、その編訂本で、「輕容」は「無花の薄紗」という唐詩類苑の注を引き、さらに李賀の「惱公」を、周賀の詩と誤りつつ、

蜀煙飛重錦、峽雨潤輕容。

を添え、最後に

按容字之改、蓋以末句有容字耳。不知唐人用字異義、不嫌重抑也。

ともいう。立汪名もまた「容」を正として、「裕」を改めていた。「容」が他字に書かれたのは、

欲著却休知不稱、折腰無復舊形容。

という末句に、韻字として「容」が用いられていたから、重複を避けるためであったと考えられる。だが唐代の人々は、意味が異なれば、同じ字でも韻字として用いていた。字を改めたのは、この原則を知らぬ後人のさかしら、と判断したのである。しかし金沢文庫本を始めとし、わが国の旧鈔本系の記録は、ことごとく「庸」に作っている。またこの白居易の詩篇に対する元稹の和篇が、元氏長慶集に見える。その「酬樂天得稹所寄紵絲布白輕庸製成衣服以詩報之」(卷二)は、いわゆる「依次用韻」の作であり、起聯と尾聯は、

湓城萬里隔巴庸、紵薄綈輕共一封。

春草綠茸雲色白、想君騎馬好儀容。

である。元稹の詩題の「白輕庸」と、第一句末の「庸」とから考えても、白居易の詩題と第一句の文字は、ともに金沢文庫本における「輕庸」が、その旧を存するものであると想定される。宋史の地理志にも、「紹興府、越綾・輕庸紗を貢す。」ともあった。「容」でなくてはならぬとは考えられない。周密・宋長白・汪立名などの発言は、ことさらに論を立てたものにすぎず、わが国の旧鈔本群によれば、全く無意味となる。

明の楊慎の升庵全集にも、白居易の詩文に言及するものがある。

白樂天琵琶行、楓葉荻花秋瑟瑟。今詳者、多以為蕭瑟、非也。瑟瑟

本是寶名、其色碧。此句言楓葉赤、荻花白、秋色碧也。或者咸怪今

說之異。余曰、曷不以樂天他詩證之。其出府歸吾廬詩曰、嵩碧伊瑟

瑟。重修香山寺排律云、兩面蒼蒼岸、中心瑟瑟流。薔薇云、猩猩凝

血點、瑟瑟蹙金匡。閑遊即事云、寒食青青草、春風瑟瑟波。太湖石

白氏文集校訂餘録

云、未秋已瑟瑟、欲雨先沈沈。又云、隱起磷磷狀、凝成瑟瑟胚。亦狀太湖石也。早春懷微之云、沙頭雨染斑斑草、水面風驅瑟瑟波。暮江曲云、一道殘陽照水中、半江瑟瑟半江紅。諸詩以瑟瑟對斑斑、對蒼蒼、對猩猩。豈是蕭瑟乎。(卷五七)

「琵琶行0603」の「秋瑟瑟」について、当時行われていた「秋は蕭瑟たり」という解釈を退けて、「秋色は碧なり」という新説を提示する。そして文集における「瑟瑟」の用例を、煩を避けずして取り上げ、自説の論証に努めているのである。この主旨はまた丹鉛總録(卷二〇)にも、重ねて主張されている。ここでは、

樂天有靈、必驚予為千載知音矣。

とも述べ、自信のほどを示していた。馬元調が、その校本で、「瑟瑟」について「半紅半白之貌」と、ことさらに注するのも、楊氏の説に影響され、「暮江吟1291」の句を意識しつつ下したものであろう。清の呉景旭も、歴代詩話(卷五〇)で、もともと「瑟瑟」は碧珠を指す。ただ歌詩においては、多く碧色を意味するとして、白氏の前後にわたる諸家の詩句を掲げて、

據此、則升庵之說益信。迺陳晦伯以劉楨瑟瑟谷中風正之。蓋樂天詩

言色、公幹詩言聲、用意各別。安得強證為蕭瑟之瑟也。

といい、楊説を肯定している。しかしこの楊説を批判する者もある。そ

の一人に陳友琴氏がある。陳氏は白居易詩評述彙編で、

「瑟瑟」可以在某處作碧色解、但在「楓葉荻花秋瑟瑟」中的「瑟

瑟」決不能作秋色解。「秋色碧也」四字、費解。白氏「題清頭陀」

詩：「烟月蒼蒼風瑟瑟」難道風也會是碧色的嗎？升庵好奇、有時説

不可通。

と、白居易の他例を引き出し、楊説の非を論じている。

しかし、焦点となっている「瑟瑟」の文字そのものに問題がある。この文字は、実は明版諸本から始まる。今容易に見得るものをあげれば、嘉靖年間に刊行された伍忠光校本がその一である。南宋初期の諸本においては、ほとんど「索索」という別字であった。紹興本がそれを明らかにする。しかも金沢文庫本を始めとする、わが国の旧鈔本群も、例外なく「索索」である。「瑟」と「索」とは通用するものの、もともと前者は質韻であり、後者は陌韻である。楊氏の引く「出府歸吾廬<sup>395</sup>」の韻字は、「瑟」を中にして、「逸・疾・匹・出・日・秩・室・物・慄・失・實」である。「長恨歌<sup>396</sup>」の「黄埃散漫風蕭索」の一解においては、「索・閣・薄」が韻字となる。「楓葉荻花」の上句を顧みれば、「潯陽江頭夜送客」で、韻字の「客」は、「閣・薄」と同じ陌韻である。「瑟瑟」よりも「索索」の方が、押韻の点から見ても順である。白氏の原文は「索索」であったと定めていい。とすれば、事の当否は別として、「琵琶行」について言えば、楊氏の長広説や呉氏の肯定論、さらには陳氏の駁論も、すべて無用の談議となる。

清の乾隆帝の唐宋詩醇は、白氏の作品を多く採り上げ、主旨から句法にまで及び、歌詩に対する伝統的な評論をつきつめている。しかしその本文は、時に誤ることもある。さきに掲げた「琵琶行」においても、「索索」を捨てて「瑟瑟」を取っていた。「澗底松<sup>397</sup>」(卷二〇)においても、その例を見ることが出来る。

金張世祿原憲貧、牛衣寒賤貂蟬貴。

牛衣與貂蟬、高下雖有殊、高者未必賢、下者未必愚。

という本文について、

松是喻意、金張・原憲是正意。一結仍用喻意、比擬恰合。原憲貧、或作黃憲賢者、誤。黃憲為牛醫兒、與牛衣無涉。

と述べる。第一句の「原憲貧」を、「黃憲賢」に作る本もあるが、もともと「黃憲」は「牛醫」の子であり、第二句や第三句にある「牛衣」とは、何のかわりもないから、ことさらに「黃憲」を採る必要はない、と主張するのである。「黃憲賢」に作る本とは、外ならぬ汪立名の編訂本である。汪立名が、馬本などの「原憲貧」を捨てて、「黃憲賢」を取ったのは理由があった。詩篇の末尾に、

按英華辨證、白居易澗底松、金張世祿黃憲賢。黃憲本牛醫兒、而集本作原憲貧。詳上下句、黃憲賢是。

という。南宋の彭叔夏が、文苑英華辨證(卷一)で「黃憲賢」を取っていたからである。ただし彭叔夏が、「黃憲賢」を取ったのは、英華の本文(卷三三七)について、

黃憲本牛醫兒。諸本作衣、恐誤。

と注するように、本文の「牛衣」を「牛醫」に改める観点に立っていたからである。汪立名も彭叔夏の見解に従う限り、本文の「牛衣」を「牛醫」に改めるべきであった。しかし汪氏は、「黃憲賢」に改めただけで、「牛衣」は忘れてしまった。この結果によって、唐宋詩醇は汪氏の矛盾をつき、「牛衣」に重点をかけて、逆に「黃憲賢」を退けてしまったのである。ために「牛衣」はそのままにして、唐宋詩醇の「原憲貧」と、汪氏編訂本の「黃憲賢」との本文が、それぞれに後長く行われるこ

とになったのである。たとえば、唐宋詩醇型は全唐詩に見え、汪氏編訂本型は、顧肇倉氏の白居易詩選にも見える。白居易詩選は、「牛衣」について、漢書の王章傳を引き、

章疾病无被、臥牛衣中。

と、注までも加えている。白氏の原文は追究されぬままに、今に至っているのである。ただしわが国には、彭叔夏の判断したような本文がある。小野道風筆と伝えられる斷簡や、神田喜一郎博士所蔵の文集卷四を中心とする一群である。そこではまさしく「黃憲賢」となり、「牛醫」となっている。これらの本文は、遠く北宋の文苑英華を越え、白氏の真に近いものであった。もし汪立名や乾隆帝が、これらの本文に接していたとすれば、今に至る混乱も免れ得たであろう。

唐宋詩醇と前後して、沈徳潛の唐詩別裁集が出た。この書もまた、かなりに白詩を収め、句法や措辞について論評を下している。本文は汪氏編訂本をほぼ襲うが、時に意を以って改める場合もある。たとえば「琵琶行」（卷八）である。

間關鶯語花底滑、幽咽泉流水下灘。

水泉冷澀絃凝絶、凝絶不通聲暫歇。

別有幽愁闇恨生、此時無聲復有聲。

銀瓶乍破水漿迸、鐵騎突出刀鎗鳴。

と、本文を掲げ、

諸本、此時無聲勝有聲。既無聲矣、下二語如何接出。宋本無聲復有聲、謂住而又彈也。古本可貴如此。

と記す。諸本すべて「此の時声なきは声あるに勝る」とするが、これで

は、響きが絶えたこととなり、下の「水漿迸り」「刀鎗鳴る」という、すさまじい音と連なりにくい。宋本には「勝」が「復」に作られている。「復」とすれば、「復た聲あり」となり、二句に対して順に連なる。そこで宋本に従って字を改めた、というのである。この改正について、陳寅恪氏の元白詩箋證稿には、

夫既曰「聲暫歇」、即是「無聲」也。聲暫歇之後、忽起「銀瓶乍破」「鐵騎突出」之聲、何為不可接出？沈氏之疑滯、誠所不解。

と見える。「勝」を「復」に改めなくても、この句の上と下とは、絃声がしばしやんで、忽ちに鋭い音響が出るのであって、別に障るところはない、と反論するのである。沈徳潛は宋本に従うというが、「復」に作る宋本は絶えて見えない。南宋初の紹興本も、「復」には作らない。北宋初の一本を伝える文苑英華（卷三三四）の文も、わが国の、金沢文庫本を始めとする各種の旧鈔本も、ことごとく「勝」に作っている。たとえ沈氏の所見本が宋本であっても、南宋末の訛誤多い一本にすぎない。沈氏の説は無視すべきものである。

なお沈氏の掲げる本文には、吟味しなければならぬことがある。

間關鶯語花底滑、幽咽泉流水下灘。

の「水下灘」である。汪立名編訂本もこれに同じいが、ただ盧文弨は、白氏文集校正で、「灘」を「難」に改めている。葛氏の影宋鈔本に拠った校正である。影宋鈔本は紹興本にもとづくものであるが、まさしく紹興本は「難」に作っていた。この「難」については、上の「水」とともに、一説がある。白氏文集校正にやや後れる、段玉裁の經韻樓集（卷八）に見える。段氏は「與阮芸臺書」で、次のように述べている。



泉流水下灘不成語、且何以與上句屬對。昔年曾謂當作泉流水下難、故下文接以氷泉冷澀。難與滑對、難者滑之反也。鶯語花底、泉流氷下、形容澀滑二境、可謂工絶。

上句の「花底滑」の對語としては、「水下灘」では適わず、「氷下難」でなくてはならぬ、ということが要点である。盧文韶が「灘」を「難」に改めたのを一歩進めて、「水」を「氷」に改めたのである。沈氏や盧氏の及ばぬ読み方である。もとより、段氏が「氷」に改めたのには根拠があった。下の「氷泉冷澀」の「水」を、「氷」に作る本があったからである。馬元調校本である。遡れば紹興本がすでにそうであった。ただわが国の金沢文庫本は、もとから「氷下難」に作っていた。汪立名・沈德潛・盧文韶を経て段玉裁に至り、始めて金沢文庫本の文字に達し得たのである。

「水」を「氷」に、「灘」を「難」に改めることはできたが、問題はなお他にも残っている。

氷泉冷澀絃凝絶、凝絶不通聲暫歇。

についてである。いま「幽咽泉流水下難」としたのであるから、「氷泉冷澀」の「水」も、当然に「氷」に作るべきであるが、「凝絶」については、まだ吟味されていない。沈德潛に先んずる汪氏編訂本は、二つの「凝絶」を「疑絶」としており、沈氏に後れる盧文韶の校正は、「凝絶」を知りながら棄てて、汪氏に合せて「疑絶」を採っていた。そのためか、全唐詩から今に至るまで、「疑絶」が行われている。顧肇倉氏の白居易詩選を顧みると、

絃疑絶、絃好像斷折了似的。

と解せられている。ただし、顧氏に先んじて胡適は、その胡適文存三集の「跋宋刻本白氏文集影本」（巻四）において、紹興本の「疑絶」と那波本の「凝絶」とを比べつつ、

我的私見却以為日本本（那波本）近是。因為上句說「疑絶」還可通；下句說「疑絶不通聲暫歇」，便不如作「凝」字的通順；原意似說「絃由凝澀而到完全不通，故聲暫歇」，所以下文明說「此時無聲。」と述べ、「凝絶」を採っていた。この文字は文集において、「九日宴集醉題郡樓<sup>2200</sup>」の

笙歌一曲思凝絶、金鈿再拜光低昂。

の句にも見える。もと「凝」は「郡齋旬假命宴呈座客<sup>2194</sup>」の「清奏凝未闕」など、音曲に関してしばしば用いられる。恐らくは、文選の謝朓の「鼓吹曲」の「筋を凝して高蓋を翼<sup>おく</sup>る」（巻二八）において、李善が「徐引聲、謂之凝。」といい、張銑が「其聲凝咽也」という、そのような方向の語であろう。とすればここでも、「疑絶」よりも「凝絶」の方が適わしい。金沢文庫本など、わが国の旧鈔本も、ことごとく「凝絶」としている。金沢文庫本などによれば、未だ対立のままの諸説も、容易に一つの結果に達し得るであろう。

### 三

南宋の陳振孫の、白文公年譜の元和五年の条に、文集における「翰林制詔」について、

有拜裴瑄・李絳・張弘靖・武元衡・韋貫之五相制。考裴瑄相在元和三年、公正居翰苑。絳以六年相、元衡八年、弘靖・貫之九年。皆當

公退閑憂居之日、此又不可曉也。

と見える。白居易は「元和五年」、母の喪に服して渭村に退居していたにもかかわらず、文集には、それ以後に宰相となった、李絳(776)・武元衡(767)・張弘靖(757)・韋貫之(774)の宰相任命の制文があることに、疑問を懐いているのである。渭村退居のことを、「元和五年」からとするのは、拙稿「白居易年譜稿」に示したように誤りであり、退居の期間は、元和六年四月から九年冬までである。だが、李絳など四相の制文については、依然として問題が残っている。この陳振孫の疑問を承けて、岑仲勉は、歴史語言研究所集刊(第九本)の「白氏長慶集偽文」で、次のように述べる。

振孫所致疑之李絳等命相四制、應為進一步探討、易言之、此等制章乃偽文、非居易作也。抑陳氏之疑、祇其犖犖大者、余謂翰林制詔中之偽文、固不止此。

李絳等の四制は、白居易の制作ではなく、全くの偽文である。そのような偽文は、四制には限らず、卷三十七と三十八にはかなり見え、総計すれば、「四十八篇」にも上る、ともいう。その根本的な理由は、それぞれの制文の指し示す事実が、すべて元和六年五月から九年冬までの間に発生しており、白居易は、これらの制草に与るべくもなかった、という点にある。たとえば、卷三十八の巻首に載せられる「杜佑致仕制1781」について見れば、旧唐書の杜佑傳に、致仕のことを、杜佑の七十八才、元和七年六月にかけ、致仕の詔文も録せられるが、それは白氏文集における制文とは、全く異なっている。文集の制文には、「太子太師にて致仕するを可す。如し天氣晴和なれば、亦た任いままに朝謁せよ。」ともあ

るが、杜佑傳の文では、

可光祿大夫守太保致仕、宜朝朔望。

と結ばれる。この致仕の制文は、唐大詔令集(卷五七)にも収められている。岑仲勉は、

不提晋秩光祿、太保致仕而曰太子太師、朔望朝請而曰晴和朝謁、祇此數端、已顯呈其作偽之拙。況傳制當日有實錄可本、斷不至偽。集制竟無一語相同、傳制凡三百六十餘言、集制不及二百二十、謂非偽作而何。

と述べ、文集の制文の、文字や措辞の適わしからぬのを指摘する。まことに文集の制文は、偽作のようにも見える。

しかし、そうと断言するには、なお考えねばならぬ点がある。馬元調校本で、問題の制文を収める卷五十五の巻首には、「翰林制詔 凡四十二首」とあり、紹興本では、「翰林制詔凡四十三首」とあり、那波本は紹興本と全く同じい。ただし集首の総目を顧みれば、紹興本には那波本とともに、「擬制附」という三字が加えられている。巻内に「擬制」があるというのである。「除某官王某魏博節度使制1793」・「除某節度留後起復制1794」などは、まさしく「擬制」である。馬元調校本・那波本・紹興本はひとしく、巻首において「擬制附」の三字を脱していたのである。わが国の金沢文庫本の卷三十八を開くと、巻首には、

翰林制詔<sub>三</sub> 擬制<sub>三</sub>三道

とある。「<sub>三</sub>」は「<sub>三</sub>」の訛字であろうが、「擬制」の文字は失われていない。しかも「擬制<sub>三</sub>三道」とは、この卷三十八に、「擬制」の四十三篇が載せられる、という注記である。これに類することは、岑仲勉が問

題としていた卷三十七にもある。蓬左文庫本には、「除郎官分牧諸州制」1756の下に、

自此已下擬諸制詞、并在翰林中作。

と注せられる。これらわが国の旧鈔本群の自注に拠れば、「杜佑致仕制」もまた「擬制」となる。

このような「擬制」は、唐代には他に例がある。文苑英華卷五百五十九や卷六百に、劉禹錫の名で、「擬主客郎中制」とか「擬冊皇太子文」など、十四首が収められている。また卷三百八十四には、崔嘏の「授宇文臨翰林學士制」が二篇ある。崔嘏の二篇を詳らかに読めば、第二篇こそ公式の制文であり、第一篇は「試草」とか「宿草」に類するものである。白居易にも、劉禹錫の「擬制」に似たものはあった。元和二年、翰林學士任用に當って試みられた、「奉勅試邊鎮節度使加僕射制」1509がそれである。後、翰林學士として、崔嘏に似て自ら試みたのである。ただし白居易は、同時にまた左拾遺でもあった。「杜佑致仕制」など一群は、単なる「擬制」ではない。もともと杜佑の致仕に関して、白居易は一つの意見を懐いていた。李肇の國史補（卷中）に、

高貞公致仕制云、以年致政、抑有前聞。近代寡廉、罕由斯道。是時

杜司徒、年七十、無意請老。裴晉公為舍人、以此譏之。

と記されるように、高郢の致仕の制で、杜佑が老年に至っても、なお恋恋として官職に留るのを諷刺した、裴度の見解にも通じていた。白氏文集の「高僕射」1030に、

富貴人所愛、聖人去其泰。所以致仕年、著在禮經內。

と歌い起し、漢の疏受と疏廣を讃えつつ、

清風久銷歇、迨此向千載。斯人古亦稀、何況今之代。

と歎くのは、まさしく裴度の文を敷衍するにも似ている。「秦中吟」の

「不致仕」1079には、

可憐八九十、齒墮雙眸昏。朝露貪名利、夕陽憂子孫。

挂冠顧翠綬、懸車惜朱輪。金章腰不勝、僂僕入君門。

とも詠じ、「高僕射」よりも露わに杜佑を諷刺していた。これらの「諷諭詩」で詠じていたことを、文辭の形式で表現したが、外ならぬこの「擬制」である。もともと白居易は、「諷諭詩」諸篇の主旨を、拙稿「讀白氏文集記二」で指摘しておいたように、しばしば状奏や策判の類で重ね述べていた。しかも「制書」については、常づね深い関心を懐いていた。人事に対する見解は、「策林」の「才を量りて職を授くれば、則ち政成り事挙る」という副題をもつ「審官」2047などにも見える。また制詞への傾斜は、元稹が「酬樂天餘思不盡加為六韻之作」（卷二二）で、

樂天、於翰林中書、取書詔批答詞等、撰為程式。禁中號曰白樸。

と記録する「白樸」の編輯にも伺える。「新樂府」の「紫毫筆」1166に、

每歲宣城進筆時、紫毫之價如金貴。

慎勿空將彈失儀、慎勿空將錄制詞。

と結ぶのもそのためであった。白居易における「制詞」は、政治への期待を表明するものでもあり、文学の一つの形態でもあったのである。その故にこそ、「策林序」2013に、

凡所應對者、百不用其一二。其餘目以精力所致、不能棄捐、次而集之。

と記すように、これらの「擬制」もまた、文集に収載されたのである。陳振孫が、「擬制」の、涓村退居当時の事実を対象とすることに疑いを発し、岑仲勉がそれを承けつつ、措辞の、事実在即せず、形式に当らぬことから、遂に偽作と断定するに至ったのは、根本的に白居易の文学の立場を理解し得なかつた為である。とはいうものの、金沢文庫本を始めとする、わが国の旧鈔本群に接していたならば、このような疑いや速断も、かなりは避けられたであろう。

清の趙翼の甌北詩話（卷四）に、

別韋蘇州一首、按香山自叙年十四五時、遊蘇杭間、見太守甚尊、不得從遊宴之列、則於左司年輩本不相及、何得有辭別之作。此詩必非香山所作、或他人詩攙入耳。

と見える。「別韋蘇州0637」は、蘇州刺史であった韋應物への辞別の作であるが、「吳郡詩石記2916」によれば、幼賤の故に、遊宴の席に列することもかなわなかつたというから、辞別の作などあるべくもない。恐らくは他人の詩が、文集伝写の際に混入したものであるう、という見解である。まことに、

百年夢裏過、萬感醉中來。惆悵城西別、愁眉兩不開。

という詩句からすれば、蘇州刺史である韋應物に、年少の白居易が贈った詩篇とは考えられぬ。しかし贈られた「韋蘇州」が、もし韋應物でないとするれば、趙翼の見解は成立し得ぬこととなる。趙翼の見た本は、汪立名の編訂本であり、そこにはたしかに「別韋蘇州」とある。汪立名編訂本の前後、すなわち全唐詩や馬元調校本もまた同じく、盧文弨の白氏文集校正も何の異同も記録しない。しかし「州」の字のない本がある。

那波本や紹興本である。南宋刊本には「韋蘇」とあり、「韋蘇州」とするのは、明代諸本からであった。南宋刊本によれば、すでに趙翼の見解は成立しなくなる。さらに遡って、文苑英華、あるいはわが国の旧鈔本群を見れば、「蘇」の字にも問題が出てくる。英華（卷二八八）・管見抄白氏文集・白氏文集要文抄など、すべて「薊」に作っているのである。文集におけるこの詩篇は、卷十三にあり、

自此後詩、為畿尉時作。（0635）

という自注によって示される、藍屋県尉当時の作品群の一であった。これらの一群の後には、

自此後詩、並未應舉時作。（0638）

という作品群が列せらるが、そのような進士及第以前の詩篇ではなかつた。「韋薊」といわれる、藍屋の知人に対する辞別の作にすぎぬのである。趙翼は刊本の誤った文字によって、「韋薊」を韋應物と見なし、遂に一詩を他人の作と誤断したのである。

もとより文集には、他家の詩篇の混入もないではない。その一は、汪立名編訂本における「補遺」に改められるものである。たとえば、かつて拙著「白氏文集の批判的研究」で言及した、

靈巖寺（趙 嘏） 曲江（鄭谷）

宿張雲學院（姚 合） 惜花（方干）

宿誠禪師山房題贈（劉禹錫） 南池（賈島）

宿池上（賈 島）

などである。大半は、汪立名が「泰興の季氏手校の宋本」によると注するものである。しかし季振宜の宋本にあったものでもなく、季振宜のも

とづく錢謙益の絳雲樓所藏北宋本に見えていたものでもない。明の胡震亨の唐音統籤とともに、今の全唐詩の拠りどころとなった、「内府全唐詩集」、すなわち季振宜の「全唐詩」から採られたものである。季振宜の「全唐詩」（中華民国国立中央図書館蔵）には、文苑英華から拾い上げた旨が、明記してある。しかしながらその英華は、明の胡維新の隆慶元年刊本にすぎない。わが国の静嘉堂や内閣文庫、さらには北京図書館に蔵せられる明鈔本によれば、撰人名は白居易ではなく、その上各家の詩集にも載せられていた。すべてこれら七首は、疑いもなく、他家の作品である。季振宜が誤って「補遺」に採り収めたことから、汪立名がそのままに承けついでのものであった。全唐詩は、他家の詩集に見える詩篇については、時に「一作某詩」と注するが、これらの七首については、何らの注意も払わなかった。全く無批判に、汪氏編訂本の「補遺」を襲っていたのである。このような傾向は、今に至るまでなお続いている。遠くは唐宋詩醇（卷二六）が「靈巖寺」を収め、近くは高劍華氏が白香山詩選に、

靈巖寺 惜花 宿池上 南池

など数首を採り上げ、注釈までも加えるのが、その一例である。これに類して、白居易の名で、これらの詩篇の語句を対象とするものもある。

その一は、先に言及した張相の詩詞曲語辭匯釋である。すべてこれらの誤りは、季振宜の不注意から起ったのであるが、このように他家の詩篇を、そのままに白居易に属せしめながら、陳振孫の疑いを承け、それをさらにおし拡げて、四十八篇の「擬制」を偽作とする岑仲勉、さらには趙翼などの見解に従って、白氏文集を再編成するならば、いよいよ原形

から遠ざかってゆくばかりであろう。

#### 四

南宋の計有功の唐詩紀事は、白居易の詩文によりつつ、弟の行簡の、さまざまな文学的行為にも言及する（卷四一）。その中に、  
行簡小字阿憐。樂天同宿湖亭詩云、潯陽少有風情客、招宿湖亭盡却廻。水檻虛涼風月好、夜深惟共阿憐來。

という文字がある。白氏文集の「湖亭與行簡宿」を取り上げ、行簡の幼名は「阿憐」である、と始めて提言するのである。この見解は、何らの疑義もさしはさまれないままに、以後長く伝えられ、ついに清の汪立名が、白香山詩集で、再びこの詩に注して、「阿憐は行簡の小字。」と加えてから、定説として行われるに至った。しかし、わが国の旧鈔本群の中に、異なる文字をもつものがある。外ならぬ金沢文庫本である。ここでは紛れもなく「阿連」と書かれている。「阿憐」が行簡の幼名であるという見解は、再吟味されなくてはならない。

文集において「阿憐」の語は、「夢行簡」にも見える。

天氣妍和水色鮮、閑吟獨步小橋邊。

池塘草綠無佳句、虛臥春窓夢阿憐。

たしかにここでも、行簡を「阿憐」と呼び、先の「湖亭與行簡宿」の「阿憐」に相応じるように見える。しかしそれも、南宋以降の諸刊本の範圍のことにすぎない。金沢文庫本には、この詩篇が載せられる卷五十三は存しないが、金沢文庫本に先行する平安朝初期の鈔本には、「阿連」と書かれていた。小野道風筆と伝えられる三体白詩巻に見えるから

である。上句の「池塘草緑なれども佳句はなし」と、それを承ける「虚しく春窓に臥して夢む」という語は、南史の謝惠連傳の、

族兄靈運嘉賞之云、對惠連、輒有佳語。嘗於永嘉西堂、思詩竟日不就。忽夢見惠連、即得池塘生春草、大以為工。

という故事を踏まえて、詠じ出されたものである。詩句を成し得ないで苦吟している謝靈運に、「池塘 春草 生ず」の名句を作らせたのは、夢に現われた惠連であるが、その惠連が外ならぬ「阿連」なのである。南史の謝靈運傳にも、

惠連不為父方明所知。靈運謂方明曰、阿連才悟如此、而尊作常見遇之。

とある。ここで「阿憐を夢む」というのは、「阿連を夢む」とすべきであろう。恐らくは「連」と「憐」が同音の故に、伝写の際に「憐」に誤られたのである。

もとより「阿連」という語も文集には散見する。たとえば、大和九年の制作にかかる「將歸渭村先寄舍弟<sup>330</sup>」の「為に報ず寒食の下、吾が與に酒を釀し柴扉を掃え。」とか、會昌元年の制作にかかる「和敏中洛下即事<sup>352</sup>」の「昨日 池塘 春草 生ず、阿連新たに好詩の成るあり。」とかである。これらの詩篇は、すべて寶曆二年の行簡の没後、かなり年経て作られたものである。「阿連」は疑うべくもなく、従弟の白敏中をさす。敏中は、新旧兩唐書の本傳で、白居易に対して心を許さなかった李德裕をして、「辭藝は居易に類す」と言わしめた才人でもあった。白居易が、その従弟敏中を「阿連」と呼ぶことは、全く自然な発想である。しかし、実弟の行簡を、たとえ旧唐書の本傳に、

文章有兄風、辭賦尤稱精密、文士為師法之。

と称せられる才能の人であったとしても、「阿連」と呼ぶことには、いささか抵抗を感じないでもない。このような典故にひかれる語感が、白敏中の場合には「阿連」として伝えられながら、行簡の場合には、「阿憐」と誤らせる条件として、加わったものである。ただしこのような条件を考慮に入れても、「阿憐を夢む」は、「阿連を夢む」に改めてよい。とすれば、「湖亭與行簡宿」における「阿憐と共に來る」の「阿憐」も、「阿連」と改めてよい。まこと「水檻虚涼にして風月好し」の句からすれば、「風情」を解する者として、「阿連」が適切である。南宋以来一度も疑義をさしはさまれたことなかった、唐詩紀事の発言も、わが国の旧鈔本によって訂されなくてはならないのである。

唐の孟榮の本事詩(第二)に、

白尚書姬人樊素善歌、妓人小蠻善舞。嘗為詩曰、櫻桃樊素口、楊柳小蠻腰。年既高邁、而小蠻方豐豔、因為楊柳之詞以託意曰、一樹春風萬萬枝、嫩於金色軟於絲。永豐坊裏東南角、盡日無人屬阿誰。

と見える。白居易に侍女の樊素と妓女の小蠻とがあったが、その小蠻のことを托して、「一樹春風」の楊柳枝詞を作ったというのである。この樊素と小蠻については、宋の蘇軾の「送表弟程懿叔赴夔州連判」(卷二二)にも、

我甚似樊素、但無素與蠻。

と詠せられている。しかし小蠻については、早くから疑いが提出されていた。その一人は、南宋の陳振孫である。白文公年譜の開成五年の条に、本事詩の文を掲げ、

如本事集之説、則樊素小蠻為二人。以集考之、不見此二句、亦無所謂小蠻者。

という。文集の中に、本事詩に記している二句は見えず、しかも小蠻と名呼ばれる者は見えぬというのである。陳振孫は小蠻の存在を否定し、二句を白居易に属せしめないものである。この陳氏の意図をうけて、片言隻句をも網羅しようとした汪立名も、その白香山詩集の「補遺」に採らず、全唐詩もまた棄てたのである。そのころ陳振孫の説を展開する見解も出た。陳友琴氏の白居易詩評述彙編に載せられている、蔡立甫の紅蕉詩話の主張である。

對酒開懷寄十九郎云、往年江外拋桃葉（結之也）、去歲樓中別柳枝（樊素也）。不能忘情吟序云、妓有樊素者、年二十餘。綽綽有歌舞態、善唱楊枝、人多以曲名之。詩云、鬢駱馬兮放楊柳枝。知楊柳枝即柳枝、樊蠻即樊素也。十年貧健是樊蠻。春隨樊子一時歸。猶有樊家舊典型。不見有小蠻名也。東坡、我甚似樂天、但無素與蠻。沿本事之誤。

本事詩に載る樊素と小蠻を、文集の詩文の中で追究しても、小蠻の名は見えず、樊素がさまざまに呼ばれており、樊蠻という呼び名も、樊素のことすぎぬ、というのである。そして蘇軾の詩句に見える樊素と小蠻は、本事詩の作りごとを承けたもの、と加えている。

しかし小蠻という語はあるにはある。「晚春酒醒尋夢得3315」の還攜小蠻去、試覓老劉看。小蠻、酒橋名也。

に見える。酒樽の名としての小蠻である。これについて、明の俞弁は、山樵暇語（卷四）で、

小蠻即侍姬也。因諱之、乃曰酒榼。

と述べ、酒樽と表では言っているが、妓人の小蠻をかけているのである、と主張している。自注なのであるから、それほど穿鑿すべきではないかも知れぬ。とすれば、蔡立甫が述べるように、妓人としての小蠻は、少くとも表だつては存しないようである。ただ蔡立甫の引く詩句に、吟味しなければならぬ一条がある。「天寒晚起引酌詠懷寄許州王尚書汝州李常侍3395」の

四海故交唯許汝、十年貧健是樊蠻。

の句である。「許汝」とは、詩題に見える許州刺史の王尚書と、汝州刺史の李常侍である。その「許汝」に対応する語である「樊蠻」は、二妓の名と見られもする。かりに「樊」を「樊子」と呼べば、「蠻」は「蠻子」とでも呼べるであろう。「別柳枝3419」には、

兩枝楊柳小樓中、嫋嫋多年伴醉翁。

明日放歸歸去後、世間應不要春風。

とある。開成四年、風疾を病んで、妓女を放とうと決意した時の作である。その妓女は、「兩枝楊柳」の語から見れば二人となる。そしてその一人は、「不能忘情吟3610」に見える樊素すなわち「樊子」である。とすれば、他の一人は「蠻子」であってもよい。

蔡立甫の引く「對酒開懷寄十九郎」（3394）の詩題は、文集によれば、「開」が「有」となり、「十」の上に「李」の字があり、「郎」の下に「中」の字がある。それと似て、注にもまた誤りがある。「去歲樓中別柳枝」の下の「樊素也」は、わが国の金沢文庫本によれば、「樊蠻也」となっている。この詩篇は、疑いもなく會昌元年の作品群の中の一詩で

あり、先に触れた開成四年の「別柳枝」に対応する。「別柳枝」の二妓、樊素と「蠻子」は、実はこの「樊蠻」である。「蠻子」が「小蠻」と呼ばれたのは、樊素よりかなり若かった為であろう。かつて樊素も、劉禹錫の「寄贈小樊」(外巻二)で、「小樊」と呼ばれていたように。蔡立甫の誤りは、「對酒有懷李十九郎中」の自注の誤字から起っていた。しかしこれは蔡立甫のみの誤りではなかった。すでに南宋の洪邁の容齋隨筆から始まっていた。五筆の「白公感石」(巻八)に「對酒有懷」の詩をあげ、注を連ね引いて、「柳枝、樊素也。」と記していた。恐らくは南宋の一本に、そのような誤りを犯した集本があったのであろう。ために年譜を作製した陳振孫も、また誤ったものと考えられる。金沢文庫本によつて、その誤りを訂し得てこそ、新しく考察するを得たのである。陳振孫や蔡立甫は、誤った自注の文字のため、小蠻を見失い、ついに本事詩の二句までも抹消しようとした。しかし今は、本事詩の説話の眞偽は別として、一応、二句を白居易の作とし、小蠻の存在を認めておくべきであろう。

## 五

唐の康駢の劇談録(巻一)に、節略すれば、次のような記事がある。上都安業坊唐昌觀有玉蕊花、其花每發、若瑤林瓊樹。元和中、春物方盛、車馬尋玩者相繼。忽一日有女子、可十七八、容色婉約、迺出於衆。從以二女冠、三小僕。既下馬、以白角扇障面、直造花所、佇立良久。將乘馬迴、謂黃冠者曰、曩者玉峰之約、自此可以行矣。時觀者如堵、咸覺烟霏鶴唳、景物輝煥。舉轡百餘步、有輕風擁塵、隨

之而去。須臾塵滅、望之已在半空、方悟神仙之遊。時嚴給事休復、元相國、劉賓客、白醉吟、俱有聞玉蕊院真人降詩。

元和中、長安の唐昌觀で、玉蕊花が色鮮やかに咲き映えていた時、年のころ十七八の、高貴な麗人が現われ、数枝を取り、風に乗じて去った。この事を嚴休復が七絶に詠じ、それに元稹・劉禹錫・白居易が和したという。和したのは三者に止まらず、張籍などにも、「同嚴給事唐昌觀玉蕊近有仙過因成絶句二首」(巻六)の作があり、当時すでに文壇の話題となっていた。後、劇談録に録され、太平廣記(巻六九)に記され、唐詩紀事(巻四六)に引継がれ、たえず詩話隨筆の書に転載され続けた。そのためか、嚴休復の詩篇は散逸しつくしたが、この「唐昌觀玉蕊花折有仙人遊悵然成二絶」のみは、今も伝えられている。そして、いずれも事を元和年間とし、詩篇の制作時期もそのころとする。しかしながら、事も詩も元和年間にはかけられない。

年経て記録されたものであるから、官位や称号はさほど問題とする必要はないが、嚴・元・劉・白が、ともに京都に住んでいた時期は、一応考えられてよい。元和中にはその事はなく、長慶元年がそれに当る。元・劉・白ともに遷適を許され、召喚されていたからである。もしこの時の制作とすれば、白居易の詩篇は、長慶三年を作品制作時期の下限とする、白氏長慶集五十巻の内にあるはずである。しかしそこには見えず、酬嚴給事聞玉蕊花下有遊仙絶句(2580)

を詩題とする作は、「前後続集本」における巻五十五に載せられている。わが国の旧鈔本を承ける記録、たとえば天海校本も、また巻五十五に配している。この巻は、長慶四年から大和九年までの作品を中心に収



録されていた、後集十巻の中の一である。巻内を見れば、前には大和三年暮春の「晚従省歸3658」が見え、後には同じ大和三年暮春の「京路3660」がある。制作順に配列されている巻であるから、「酬嚴給事」は、ほぼ、大和三年の春にかけてもよい。白氏文集の詩題を根拠にして、嚴休復の給事中であった時期を求めると、旧唐書の楊虞卿傳に、大和二年に給事中であったことが見出される。とすれば、大和三年春こそ、詩篇の制作時期に適わしい。劉禹錫も白居易も、またともに京官であった。ただ元稹のみは、浙東觀察使として外にいたが、この年の冬、洛陽で白居易と遊んで唱和を交え、そのまま尚書左丞として長安に至るのである。白詩の韻字が他と異なって、「時・枝・知」であるのに、元詩だけがこの韻字の依次用の作であることも、元詩が事に遅れ、白詩の和篇として作られたことを示している。事は大和三年の春であり、詩篇の多くはその時の制作として定められる。劇談録の「元和中」は、實は「大和中」の誤りであった。白居易の詩篇の制作時期を明らかにすることによって、諸家の作品の制作時期をも想定することができるのである。

下孝萱氏の劉禹錫年譜に、

同楽天和微之深春二十首同用家花車斜

を、元和十二年にかけける。元稹の原唱を、元氏長慶集における「生春二十首」(卷一五)と見なし、その題下の注に「丁酉歲」とあるのが、下孝萱氏の根拠である。たしかに元稹の「生春」は、元和十二年丁酉の年の作である。しかも劉禹錫の「深春」と同じく、五言律詩で、二十篇の連作でもある。しかし、元稹の「生春」は、二十首ともに早春を題材とし、「中・風・融・叢」を韻字とし、劉禹錫の「深春」が、晩春を題材

とし、題下の注で示されるように、「家・花・車・斜」を韻字とするのとは異なる。元稹の詩篇は、劉禹錫のそれとは、さほど深い関係にあるとは見られない。とすれば、元和十二年に劉詩をかけるのは、むしろ危険である。もと劉詩は、劉賓客文集外集卷二に収められる。この巻二は、ほとんど白居易との贈答酬和の作で満たされている。このことは、劉白唱和集から、劉氏の作のみを取り出して、再び編まれた巻であることを意味する。詩題に「同楽天」の語も見える。白氏文集を顧みれば、たしかにこの劉詩に対応する詩篇がある。卷五十六に載せられる「和春深二十首3663~3672」がそれである。劉詩と同じく、五言律二十首の連作であり、題材は晩春にとり、韻字もまたすべて「家・花・車・斜」である。まさしく劉詩と、同時に作られた作品と認められる。

この卷五十六は、大和二年から大和六年までの作品が、秩序だつて配せられ、しかも「和春深」は大和三年の作品群の中にある。さらにこの詩篇については、白居易自ら記す所もある。「和微之詩二十三首序3660」である。

微之又以近作四十三首寄來、命僕繼和。其間瘵絮四百字、車斜二十篇者流、皆韻劇辭彈、瓊奇怪譎。又題云、奉煩者祇此一度、乞不見辭。意欲定羈取威、置僕於窮地耳。大凡依次用韻、韻同而意殊、約體為文、文成而理勝、此足下素所長者、僕何有焉。今足下果用所長、遇蒙見宥。然敵則氣作、急則計生。四十二章、塵掃並畢。不知大敵以為何如。

峻わしい「瘵絮」の韻による四十韻の詩や、二十篇に「車斜」の韻をもつ連作など、近作四十三首に和するようと挑戦されたが、窮地におしこ

まれると、敵対心も湧き上り、一挙に四十二篇の和詩を作り上げたという。かつて盧文昭は、「四十二章」の文字は、詩題に「二十三首」とあり、実数もそれに合するから、誤りであろうと判断し、「まさに前に依り、二十三章に作るべし」と主張していた。しかし、わが国の金沢文庫本には、そのような数字の差はない。盧氏の説は考えるに足りない。岑仲勉は文字をそのままに認め、

先云四十三首、然今存二十三首。非白氏行刪汰、即傳本有闕矣。

と記し、「四十三首」といいながら、「二十三首」しかないから、白居易が棄てたか、伝本に脱落があるかであろう、と判断した。まず「四十三」と「四十二」との差一篇を考えると、「序」や「四十二」篇よりも、先に寄せていた「和長興<sup>3289</sup>」によると知られる。事は大和二年十月の「因繼集重序<sup>329</sup>」に見える。「四十三」と「二十三」の差、二十篇は、外ならぬ「車斜二十篇」といわれている、この「和春深二十首」である。古体の二十三首と異り、二十首の律詩であったから、巻を別にして、文集では配されたのである。盧氏や岑氏は、巻の隔りから、見のがしていたにすぎぬ。この序は、二十三首を読めば知られるように、疑いもなく大和三年春に作られていた。とすれば、「和春深二十首」も、大和三年春の作と定められる。従って劉禹錫の「同楽天和微之深春二十首」も、大和三年の制作となる。下孝萱氏が元和十二年作とするのは、全く誤りであった。白氏文集から見れば、このような急ぎすぎた判断が、下氏の劉禹錫年譜には散見する。時にはまた、劉禹錫の閲歴に及ぶこともある。

開成四年の条に、

白氏文集校訂餘録

仍為太子賓客，分司東都。加尚書銜。

と記す。その根拠については、次のように述べる。

白居易<sup>△</sup>病中詩十五首<sup>▽</sup>之十四為<sup>△</sup>歲暮呈思黯相公皇甫朗之及夢得尚書<sup>▽</sup>。據<sup>△</sup>序<sup>▽</sup>，此詩作於「開成己未歲」，可見禹錫本年已加尚書銜。

序によって、開成四年作と定められる「病中詩」の中、「歲暮呈思黯相公皇甫朗之及夢得尚書<sup>3421</sup>」があるから、この年に檢校尚書を加えられたのだという。ただしこの見解は、下孝萱氏に始まるものではない。下氏に先行して、文史哲學報（第八期）に載せられる、羅聯添氏の「劉夢得年譜」もまた、全く同じ根拠で、

是年、夢得加檢校禮部尚書、兼太子賓客。

としている。まこと白居易の「歲暮呈思黯相公皇甫朗之及夢得尚書」は、開成四年の作である。しかし、わが国の金沢文庫本においては、「歲暮」の下の、「呈思黯相公皇甫朗之及夢得尚書」の十四字は、他本によって校増されたものであり、もともと金沢文庫本の本文ではなかった。十四字のない旧鈔本は他にもある。管見抄白氏文集である。そこでは、詩題として記されているのは、「歲暮」の二字だけである。しかも詩篇を味読すれば、他人に贈呈するための語句はない。詩題としては、「歲暮」の方が適わしい。恐らく前に列せられる、「就煖偶酌戲諸詩酒舊侶<sup>3420</sup>」の注が、文字を訛脱しつつ、竄入したものであるろう。とすれば、下氏や羅氏の根拠は成立し難い。しかも「歲暮」と三首を隔てて、「酬夢得貧居詠懷見贈<sup>3425</sup>」が列せられ、

日皇揮金賀新命，俸錢依舊又如何。

の句下に、次のような注がある。

時夢得罷賓客、除秘書監。祿俸略同、故云。

太子賓客から秘書監に、新しく任命されたことをいうのである。配序からすれば、制作は開成四年の歳暮であることに紛れはない。尚書とは全く関係がなかったのである。さらに言えば、「會昌元年春五絶句」の中に、「盧尹賀夢得會中作288」があり、

病聞川守賀筵開、起伴尚書飲一盃。

の句がある。尚書を加えられたのは、この詩篇が制作された当時に違くない。

他にもこれを裏付けるものがある。聯句の一群である。「秋霖即事聯句三十韻289」は、開成五年秋の作である。その中の王起の句下に、「中丞太監に送上す」という注がある。劉禹錫に続けるよう求めているのである。これによれば、当時、劉禹錫は「秘書太監」であった。會昌元年の作である「會昌春連宴即事294」の中、白居易の句に

興伴王尋戴謂隨僕射  
過尚書也 榮同隗在燕自  
謂

とある。僕射は王起、尚書は劉禹錫をさす。この時、劉禹錫は尚書を加えられたのである。まさしく劉禹錫の「子劉子自傳」（外卷九）における、

後、被足疾、改太子賓客、分司東都。又改秘書監分司。一年、加檢校禮部尚書、兼太子賓客。

と相応ずる。開成四年に「尚書の銜を加えらる」とする下孝萱氏の見解、開成四年に「檢校禮部尚書を加えらる」という羅聯添氏の見解は、ともに成立しない。文字に誤りのある本に従ったためである。白氏文集

の詩文を吟味することによって、しばしば諸家の年譜を訂補もし得るのである。

南宋の沈作喆の「補韋刺史傳」に、

貞元二年、由左司郎中補外、得蘇州刺史。在郡延禮其秀民、撫其惇嫠、甚恩久之。白居易、自中書舍人、出守吳門。應物罷郡、寓於郡之永定佛寺。太和中、以太僕少卿兼御史中丞、為諸道鹽鐵轉運江淮留後、年九十餘矣。

と見える。韋應物は貞元二年に蘇州刺史となっていたが、白居易が蘇州刺史に任ぜられた時、韋應物は刺史をやめて、永定寺に住んでいた。大和年間には、塩鉄轉運の劇職に従事してもおり、年はすでに九十餘歳であった、という主旨である。この沈作喆の記述には根拠があった。それは劉禹錫の、題下に「大和六年十二月九日」と注せられる「蘇州舉韋中丞自代」（卷二二）の

諸道鹽鐵轉運江淮留後、朝議郎守太僕少卿兼御史中丞、上柱國賜紫金魚袋韋應物。

などの文字である。これらの記事によって、韋應物の卒年は、ほぼ大和の末年と、広く考えられている。しかし貞元初年に蘇州刺史であった韋應物と、劉禹錫がいう「韋應物」とについて、すでに一説があった。南宋の蔡啓の蔡寬夫詩話（漁隱叢話卷一五引）に見える。蔡啓は韋應物の「温泉行」を引いて、

則嘗逮事天寶間也。不應猶及大和。恐別是一人、或集之誤。

と述べ、劉禹錫のいう「韋應物」は、同名の異人か、さもなくば劉禹錫の文集に文字の誤りがあるのかも知れぬ、というのである。この点につ

いて、胡仔はその茗溪漁隱叢話（卷一五）で、次のように述べ、

余以編年通載考之、天寶元年至大和六年、計九十一年。應物於天寶間、已年十五、及有出身之語。不應能至大和間也。

蔡啓の別人説を肯定した。そしてこのような見解は、降って清の錢大昕の十駕齋養新録（卷二）に引き継がれてもいた。しかしこれで問題が解決したわけではない。別人説すら十分に論証し得ず、しかも韋應物その人の卒年は、依然として未解決に属するからである。

まず沈作喆が言及する、白居易との關係を吟味しよう。白氏文集の「重答劉和州書」は、寶曆二年の制作であり、金沢文庫本にも、分無佳麗敵西施、敢有文章替左司。

の句がある。この和篇の原唱は、劉禹錫の「白舍人曹長寄詩有遊宴之盛因以戲酬」（外集一）であり、中に

蘇州刺史例能詩、西掖今來替左司。

の句も見える。しかしいづれも、劉禹錫の詩句について、錢大昕が、言白之詩名、足繼左司耳、非謂實代其任也。

というように、刺史の職を交替したのではない。従って、沈作喆が述べするように、当時、韋應物が蘇州にいたとは限られない。文集にはまた、同じ時期に「吳郡詩石記」がある。そこでは、かつて蘇州刺史であった韋應物と、杭州刺史であった房孺復の「風流雅韻」について記すが、前後相去、三十七年。江山是而齒髮非、又可嗟矣。

ともいい、遠い「風流雅韻」を回顧するだけで、韋應物の在住を意味する文字はない。遡れば、元和十年の「興元九書」にも言及がある。韋應物の歌行を讚えつつ、金沢文庫本によれば、

當蘇州在時、人亦未甚愛重。必待身後、然人貴之。

という。この語は、まさしく韋應物の逝世を意識において出されている。元和十年、韋應物はすでに歿していたのである。さらに遡れば、「自吟拙什因有所懷」もある。ここでは、金沢文庫本によれば、

時時自吟詠、吟罷有所思。蘇州及彭澤、與我不同時。此外復誰愛、唯有元微之。趁向江陵府、三年作判司。

と歌う。彭澤といわれる陶潛とともに、蘇州といわれる韋應物は、白居易にはかなり遠い過去の人となっていた。しかもこの詩篇は、ほとんど下邳退居当時の作で満たされている卷六にある。のみならず「三年作判司」の語は、元和五年に江陵府の士曹掾に貶せられた、元稹の身上をいうものであるから、この詩篇の制作が、元和七年であることを示す。韋應物の死は、この年以前と考えねばならぬ。

蘇州刺史であった韋應物は、劉禹錫のいう「韋應物」とは別人であり、韋應物の卒年は、沈作喆の説よりも、二十餘年以前の、元和七年をかなり遡るのである。白氏文集における關係作品を取り上げ、その本文を校訂しつつ、制作時期を吟味すれば、中唐における諸家の詩文の制作年次や、その文学的行為を明らかにし、あるいは従来誤りを訂正することもできるのである。

## 六

郭茂倩は樂府詩集で、近代曲辭の「竹枝」（卷八）について、

本出於巴渝。唐貞元中、劉禹錫在沅湘、以俚歌鄙陋、乃依騷人九歌、作竹枝新辭九章、教里中兒歌之。由是盛於貞元元和之間。

と解説する。劉禹錫が沅湘のほとり、すなわち朗州に左遷されたのは、王伾や王叔文が放逐された永貞元年である。その朗州で、「竹枝新辭九章」をば作った、というのである。恐らくは新唐書本傳によるものである。本傳では、

禹錫、斥朗州之司馬。州接夜郎、諸夷風俗陋甚、家喜巫鬼、每祠歌竹枝、鼓吹裴徊。

と述べ、朗州司馬時代にかけるからである。ただし南宋の葛立方は、韻語陽秋（卷一五）で、「竹枝詞」の

昭君坊中多女伴、永安宮外踏青來。

とか、また

江上春來新雨晴、灩西春水穀文生。

について、

言昭君坊・灩西春之類、皆夔州事。乃夢得為夔州刺史時所作。

と述べ、朗州で制作されたという見解を否定した。まことに、劉禹錫の

「竹枝詞引」（卷九）における

歲正月、余來建平、里中見聯歌竹枝。

を始めとして、その詞の本文を詳らかに読めば、疑いもなく、夔州における、長慶二年の春の作である。とすれば、貞元初年、饒州にあった顧況に一作があったとしても、「貞元元和の間に盛んなり」という、郭茂倩の意見は、ほとんど成立し得なくなる。

しかも劉禹錫に先んじて、「竹枝詞」は作られていた。白居易や元稹においてである。白居易は「竹枝」について、かなりの関心を懐いていた。文集を繙とけば、「竹枝」の語が散見する。

江果嘗盧橘、山歌聽竹枝。（江樓偶宴贈同座0891）  
（元和一〇年作）

壺漿椒葉氣、歌曲竹枝聲。（自江州赴任忠州1104）  
（元和一四年作）

巴童巫女竹枝歌、懊惱何人怨咽多。（聽竹枝贈李侍御1123）  
（元和一四年作）

閑聽竹枝曲、淺酌茱萸杯。（九日登巴臺0938）  
（元和一四年作）

蕃草席鋪楓葉岸、竹枝歌送菊花杯。（九日題塗谿1124）  
（元和一四年作）

夜聞竹枝怨、秋看蠶堆沒。（曲江感秋0572）  
（長慶二年作）

豔聽竹枝曲、香傳蓮子杯。（郡樓夜宴留客1330）  
（長慶二年作）

幾時紅燭下、聞唱竹枝歌。（憶夢得2705）  
（大和六年作）

幽咽新蘆管、淒涼古竹枝。（聽蘆管3691）  
（大和九年作）

などである。この中、中心となっているのは、元和十四年の作である。元和十四年は、白居易が忠州刺史に任じていた時である。ここで懐いた関心が、後の時代にも延びていたのである。「聽蘆管」の下に、金沢文庫本にのみ、「吹竹枝」の三字があり、しかも

蘆管、塞北聲也。竹枝、巴南曲也。

という注があるが、「竹枝」が「巴南の曲」であったからこそ、忠州で関心が高まっていたのである。その関心の高まりの中で、自らも曲調にのせるべく、「竹枝詞」を作ったのである。それは文集の卷十八に見える。配序と内容からして、元和十四年冬の作と認められる。唐宋詩醇（卷二四）で、「聲韻は悠揚として、最も竹枝の體に合す」といわれる、

四首の連作の第一首1148、

瞿塘峽口水煙低、白帝城頭月向西。

唱到竹枝聲咽處、寒猿闌鳥一時啼。

から伺えるように、七言絶句の形式に副い、蜀地の風物や習俗を中心に詠じている。第四首1151には、

怪來調苦綠詞苦、多是通州司馬詩。

ともある。通州にいた元稹にも、「竹枝詞」の制作があったのである。当時、元稹は虢州の長史となっていたが、歌詞はその後も、人々の間で歌われ続けていたのである。ただし今はその歌詞を見ることはできない。この元白の「竹枝詞」は、劉禹錫の前にあるから、一般に「竹枝は劉朗州から始まる」といわれるが、むしろ元白から始まるといわねばならない。

白居易は翌十五年の夏、召喚されて京師に還るを得た。時に元稹もまた中央にあった。すでに元白の詩名は、内外に高く評価されていたから、それらのもの珍らしい「竹枝詞」も、人の口葉に上っていたのである。この時、劉禹錫は、母の喪に服して洛陽にいた。その劉禹錫も、元白の曲詞を耳にしたに違いない。やがて長慶元年の冬、始めて夔州刺史に除せられた。任地に到ったのは、長慶二年正月である。時にようやく「竹枝」を耳にしたのである。そして作られたのが、郭茂倩のいう「竹枝新辭九章」である。その第一は、

白帝城頭春草生、白鹽山下蜀江清。

南人上來歌一曲、北人莫上動鄉情。

である。白居易の作よりも、より多く詩格から出て、いわゆる民歌の響きが強いが、第一・二の句の発想や律調は、白居易の第一首に交うものがある。それは後來、白居易が、

綠腰水調家家唱、白雪梅花處處吹。

白氏文集校訂餘録

古歌舊曲君休聽、聽取新翻楊柳枝。

と歌う、「楊柳枝詞八首」の第一3138を意識しつつ、劉禹錫が、「楊柳枝詞九首」(外卷二)の第一で、

塞北梅花羌笛吹、淮南桂樹小山詞。

請君莫奏前朝曲、聽唱新翻楊柳枝。

と歌うのにも似ている。劉禹錫は、白居易の「竹枝詞」を意識していたと考へてもよい。もしそれが認められるとすれば、白居易の影響下に制作されたこととなる。もとより、劉禹錫が「竹枝詞」という新しい詞体を充実させたからこそ、宋代では黄山谷が盛んに作り、明代で楊慎が関心をもち、清代を経て民国初年まで行われるに至ったのであるが、その劉禹錫の「竹枝詞」を導き、一つの様式にまで突き上げてきたのは、白居易であった。地方の土風を題材とし、民歌の曲調を基礎にした「竹枝詞」は、郭茂倩が述べる處とは、いささか異なった経過をとって成立したのである。白居易の歌詩の制作時代を吟味することによって、中唐における文学現象の、その発生過程を追究することができる一例となろう。白香山詩後集卷一の巻首で、汪立名は「格詩」について、次のように述べている。

格詩之義雖亡考、而見諸公之文章者可證。元少尹集序、宗簡、河南人。自舉進士、歷御史府尚書郎、訖京兆尹。二十年、著格詩若干首、律詩若干首。賦述銘記等若干首、合三十卷。由是觀之、格者但別於律詩之謂。公前集既分古調樂府歌行、以類各次於諷諭閑適感傷之卷。後集不復分類別卷、遂統稱之曰格詩耳。時本於十一卷之首、格詩下、復繫歌行雜體字。是以格詩另為古詩之一體矣。豈元少尹生

平、獨不為歌行雜體乎。

文集の「故京兆元少尹文集序<sup>2912</sup>」に、元宗簡の作品について、歌詩として「格詩」と「律詩」とあげているから、「格詩」は「律詩」に対応するものである。従って、「律詩」の外にある「歌行」「雜體」も、「格詩」はその中に抱撰するのである、と説く。さらに語を重ねて、況公後序、但曰邇來復有格律詩。洛中集記亦曰、分司東都、及茲十二年、其間賦格律詩、凡八百首。初未嘗及歌行雜體者、固以格字該擧之也。

と、「後序<sup>2993</sup>」や「香山寺白氏洛中集記<sup>3008</sup>」を挙げて、論証につとめていた。この見解は、趙翼も甌北詩話（卷四）で支持し、「汪立名之を弁ずること甚だ晰かなり」といい、

實香山創名、此外亦無有人稱格詩者。

とも加え、「格詩」は白居易が始めた呼称であると断言していた。ただ汪立名が、論証の過程で言及していた、「時本」に見える文字は、もう一度吟味しなくてはならない。「時本」という言い方には、抜き難い不信の響きがあるからである。馬元調校本の卷二十一を検すると、まさしく汪立名の示す通りに、「格詩歌行雜體」とある。しかしその文字は、馬元調校本のみではない。紹興本も全く同じく、那波本においても、その「卷二十一」に相当する卷五十一に、紛れもなく見える。北宋末から南宋初における文集諸本には、「格詩」と歌行や雜体を並列させていたのである。とすれば、汪立名が簡単に無視していた条件も、かなりの比重をもつことになる。馬元調校本で、他に「格詩」を掲げるのは、「卷二十二」である。紹興本や那波本の相当巻を開くと、そこには

馬元調校本と同じく、「格詩」の下に「雜體」と加えられている。金沢文庫本を顧ると、紛れもなく

白氏後集卷第五十二 格詩雜體 凡六十一首

と見える。また紹興本卷三十には、「律詩」という二字のみが掲げられ、那波本における相当巻の卷六十二でも同じいが、巻内の詩篇は「格詩」である。紹興本や那波本も誤っていたのである。その巻を金沢文庫本で見れば、

白氏後集卷第六十二 格詩歌行雜體

と明らかに記されている。「格詩」は、汪立名がいうように、歌行や雜体を抱撰するもの、とは言えず、かえってそれらと並び立つものとなる。金沢文庫本の卷六十三には、「格詩」の二字のみが掲げられるが、巻内を見れば、卷五十一や六十二とは異なり、歌行や雜體の作は載せられていない。載せられているのは、五七言の古体詩のみである。「格詩」は、歌行や雜体を除外する、五言七言の古体詩を意味するものである。汪立名は、馬元調校本の卷二十一が、白氏の旧を伝えているにもかかわらず、これを信ぜず、他巻の訛脱ある文字に誤られ、ついに真実を見失ったのである。

「格詩」の本来の意味は、汪立名が触れている、「前集」の「古調詩」のそれと相似ていた。しかし全く相覆う観念ではない。金沢文庫本の卷六には、

古調詩 閑適二 五言

とある。これは紹興本以下の刊本が、「閑適古調詩 五言」と書くのとは異なるが、いずれにしても、「古調詩」は、五言古体をさすことに疑い

ない。その故にこそ、神田喜一郎博士蔵文集卷三では、

新楽府 諷諭三 雜言

と書かれ、七言を中心とする雜言の「新楽府」に、「古調詩」は加えられなかったのである。それは卷十二でも知られる。金沢文庫本では、紹興本以下の刊本が、「感傷四 歌行曲引 雜言」と記すのと異なって、

歌行曲引 感傷四 雜言

と書く。「長恨歌」や「琵琶行」は、たとえそれが七言体で、雜言体でなくても、「古調詩」とは言い得ないものであった。白居易のいう「古調詩」は、五言の古体詩のみを意味し、七言は排除した。七言という形式の歌詩は、それがいかなる律調をもつものにしる、唐代において成立した近体の一と、見なされていたのである。この点について、「格詩」と「古調詩」との間には差がある。「格詩」は、七言でも、古体詩であれば、含み容れるからである。かくて五七言の古体詩を、汪立名の語を借りれば、「該學」する呼称として、「後集」において「格詩」が採られたのである。

「格詩」はもともと、五七言の古体詩を指す語であり、七言を中心としつつも、それで一篇を通さない歌行詩や、長短の句によって構成される、雜言体の歌詩と並びあう、「古詩の一体」であった。ただ、古体詩の中心であったために、時には意味が拡散され、おおまかに古体詩全般をさす方向へも用いられるようになる。その方向に用いられたのが、外ならぬ汪立名が例挙している、詩文集の序記である。詩文集の序記では、まさしく近体詩の律詩に対応する古体詩の意味を与えられている。このような意味の拡大は、白居易が用いている、詩歌の言語形式に関する

術語には、他にも例がある。たとえば「長句」である。「興元九書 1486」に、「自己の歌詩について、

有五言七言、長句絶句、自一百韻至兩韻者、四百餘首、謂之雜律詩。

と述べている。「長句」は絶句に対応する、律詩や排律をさすものと考えられる。しかし必ずしもそうとは限らない。文集において、詩題に「長句」の語が見えるのを数えれば、およそ三十五に上る。もとより他人の作についていう場合もあり、しかもそれらの詩篇が、今は存しないことも多い。ただその場合でも、白居易の酬答と同じ形式をとっていた、と考うべきであろう。その上で詩篇について見れば、三十一篇はことごとく七言律詩である。しかし四篇は、十二句以上の七言古体詩である。また「長句歌」や「長句詩」という語も、詩序の中にはある。前者は「琵琶行序0802」に、後者は「放言五首序0892」に見える。「放言」は七言律詩であるが、「琵琶行」は「六百一十六言」の七言古体詩である。当時「長句」は、七言律詩について多くいわれていたが、白居易は七言であり、八句を越える限り、近体にも古体にも用いていたのである。それは「格詩」が、五七言古体詩から出て、古体詩全般の汎称となる趣きにも似ていた。汪立名は汎称の点のみを押さえ、本義を見逃していたのである。

この「格詩」について、趙翼は、「香山の創名」とも考えていたが、この考えも訂正されなければならない。すでに白居易に先んじて、この語は用いられていたからである。たとえば、高仲武の「中興閑氣集序」には、



朝野通載、格律兼収。自鄧以下、非所附麗。

ともあった。また、わが国の空海が、中唐以前の文学論を記していた文筆眼心抄にも、この語は散見する。たとえば、

凡詩有二種、一曰古詩亦名格詩二曰律詩。

である。律詩に対する古詩を、「格詩」とも呼んでいる、というこの記録は、空海が帰朝した元和元年（八〇六年）以前の事実の証言である。

文集で「格詩」の語が初めて見えるのは、汪立名が指摘している、寶曆元年（八二五年）の「故京兆元少尹文集序」である。空海の「詩」とは、歌行などを含めぬ五七言詩についてであるから、白居易以前から行われ、白居易の時代に伝えられていた語を白居易は採り上げ、本来の意味にも用い、いささか拡大した意味にも用いたのである。趙翼の発言は誤りであった。このような白居易の詩体意識、あるいは広くいって文学意識は、文集の編纂形態の上にも見られるのである。それは、当時において類い少い、自撰という方式がとられていたためである。この実態を如実に伝えるのが、ほかならぬ金沢文庫本である。金沢文庫本によれば、汪立名もあのような誤りは犯さずにすんだであろう。ただし、ここで採り上げたような詩体意識、あるいは文学意識は、何も白居易だけに限ったことではない。濃淡の差こそあれ、白居易に近い元稹や劉禹錫にも、現われていた。中唐における、さまざまな文学の問題を追究するためにも、旧鈔本による白氏文集の校訂は、いささか意義をもってくるであろう。

附記

詩文の題下に記した数字は、拙著「白氏文集の批判的研究」において設定した作品番號であり、巻次を注記する代りに用いたものである。